

喜茂別町住宅リフォーム補助制度（平成30年度版）

- ・ 町民の皆さんが、住宅等のリフォームを行う場合に、予算の範囲内で工事費の一部を補助します。
- ・ ここでいうリフォーム工事とは、既存の住宅の機能や性能の維持又は向上させるための増改築、修繕、模様替えなどの改修工事のことです。

※既に工事を始めていたり、工事が終わっているものは補助対象になりません。

対象となる住宅

喜茂別町内の一戸建て住宅及び店舗や事務所併用住宅
(店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象となります。)

対象となる工事 (注1)

以下の条件を全て満たしている補助対象工事です。

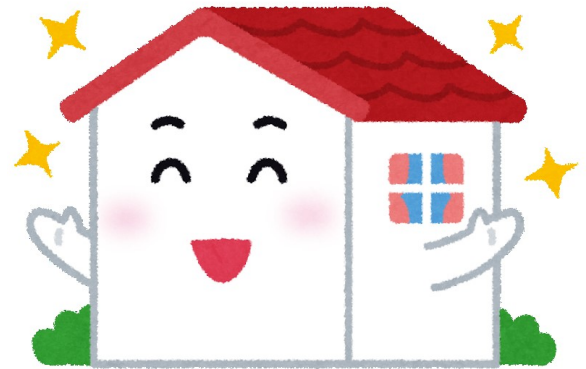
- ①リフォーム工事の費用が20万円以上（消費税込）であること。
- ②平成31年2月28日までに完了する工事であること。

注1：喜茂別町等が実施するその他の支援制度を利用した場合、その費用は補助金交付の対象にならない場合があります。

対象とならない工事

対象とならない工事の例は、次のような工事です。

- ①住宅の新築・購入（中古住宅購入後の申請は可）
- ②リフォームを目的としない既存住宅の解体工事
- ③住宅と別棟の車庫や物置の設置及び改修
- ④外構工事（門・塀・アスファルト舗装等）
- ⑤融雪設備の設置及び改修
- ⑥家電製品、家具等の設置及び交換
- ⑦設計費、工事監理費等



補助金の額

- ①リフォーム工事費の30%で一戸当たり30万円が限度です。
- ②補助金の交付は同一の住宅について1回限りです。
- ③補助金の交付は1人について1回限りです。

※ 補助金は、一時所得となり課税対象になる場合がありますので、確定申告をお願いします。

申し込みできる方

以下の条件を全て満たしている方です。

- ① 喜茂別町に住民登録している、又は6ヶ月以内に住民登録が見込まれる者であって、リフォームを行う建物に現に居住または居住予定であること
- ② 申込者及びその世帯員それぞれの当年度個人町民税課税標準額が、300万円以下であること（注3）
- ③ 下水道の供用区域内においては、接続済である若しくは今回のリフォーム補助制度において下水道接続工事を含むリフォーム工事を行う方。（注4）

注3：個人町民税課税標準額については、役場住民課税務室までお問い合わせ下さい。

注4：下水道接続工事は、トイレと他の雑排水の全てを下水道に接続する必要があります。

申し込み受付場所・時間

- ① 受付場所は、喜茂別町役場建設課管理係です。
- ② 申請書、工事費内訳書、同意書及び写真を持参してください。
（写真は施工前で、施工する箇所・範囲を写したもの）
- ③ 申し込みは平成30年4月1日から随時受付いたします。
- ④ 受付時間は午前8時45分から午後5時30分です。

お問合せ

喜茂別町役場建設課管理係

電話番号0136-33-2211（内線86）